

# 令和7年度 周南市予算編成方針

令和6年10月15日

## 1 令和7年度予算に向けた国の動向

本年9月の月例経済報告によれば、わが国経済の基調判断は、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされている。

このような中、本年6月に閣議決定された、「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、国は「社会課題解決をエンジンとした生産性向上と成長機会の拡大」として、人口減少を機会と捉え、人口減少・高齢化といった社会課題解決を通して需要を開拓し、付加価値の高い解決策を生み出すことで、新たな市場を創出・拡大し、民需主導の経済構造を構築していくとしている。

また、人口減少が本格化する2030年度までが、こうした経済構造への変革を起こすラストチャンスであり、今後3年程度で必要な制度改革を含め集中的な取組を講じていくとしており、今後の経済対策と併せて、国の動向について注視していく必要がある。

## 2 本市の財政状況と収支見通し

現在、財政調整基金の残高は一定程度確保でき、市税収入も堅調に推移しているものの、今後の大型事業の本格化、人事院勧告に伴う人件費の増等が見込まれる中、多額の一般財源が必要となることが想定される。

また、公共施設やインフラ施設の老朽化が進んだことによる施設・設備等の修繕費の増加のほか、高水準で推移している公債費への対応に加え、物価高騰にも対応していく必要があり、さらには、人口減少・少子化対策等のさらなる強化が求められている中で、今後も持続可能で質の高い行政サービスを提供していくためには、歳出全体を通じた優先順位の明確化や、成果指向の支出の徹底が求められている。

こうした状況を踏まえ、令和7年度予算編成における収支見通し（7ページ参照）を一般財源ベースで試算すると、歳入は、前年度当初予算と比較して6億8,600万円増の421億6,300万円と見込んでいる。

一方歳出は、前年度当初予算と比較して14億1,300万円増の446億4,400万円を見込んでいる。

この結果、現時点での収支見通しは、24億8,100万円の財源不足となり、依然として極めて厳しい状況となっている。

### 3 予算編成の基本方針

令和7年度からスタートする「第3次周南市まちづくり総合計画」（以下「総合計画」）において、総合計画に掲げるまちの将来像「未来を歩む 生命力 満ちるまち」の実現に向けて、「将来世代へ 責任あるまちづくり」の基本理念のもと、持続可能なまちづくりを進めていくこととしている。

本市が今後も継続的に質の高い行政サービスを維持し、更なる発展に向けた積極的な投資を行っていくためには、それらを確かに進める安定した財政基盤の確立が不可欠であり、令和7年度からは、これまでの行財政改革大綱を総合計画に組み込み、「市民生活を支える基盤強化」に向け、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を最適にマネジメントしていくこととしている。

令和7年度の予算編成にあたっては、現世代と将来世代のつながりを描く中で、中長期の視点に立った財政の持続可能性の確保に向け、経営的視点を踏まえ、歳出の削減・縮小だけでなく、財源や事業効果についても一体的に検討した予算としていくことが重要である。

そのためにも、全職員が前例踏襲を廃し、一層の事業効果の向上や業務効率化を徹底する必要がある。全ての事業に対し効果検証を行い「まちの将来像」の実現に向け、必要な予算措置を講ずることにより、メリハリの効いた予算編成とする。

#### （1）「第3次周南市まちづくり総合計画 前期基本計画」の推進

令和7年度は第3次総合計画のスタートの年であることから、本計画に掲げるまちの将来像の実現に向けて、基本計画に掲げる分野別の取組を推進していくこととする。

#### （2）公共施設の計画的な最適化・長寿命化対策

公共施設やインフラ施設の老朽化対策が喫緊の課題となっている中、大型事業の進捗も見込まれており、真に必要な取組に重点的に財源を配分する予算とする。

公共施設等の再配置を進めていく中で、選択と集中の考え方を徹底し、優先順位をつけた計画的な取組とすること。

#### （3）人口減少対策のさらなる推進

本市の抱える最大の課題は人口減少であり、本市の社会・経済活動、また、

日常生活のあらゆる場面で大きな影響を及ぼしている。

この課題に立ち向かうため、「こどもまんなか社会を実現する取組」、「選ばれるまちをつくる取組」等、部局間で連携を図り、「施策の束」として戦略的に推進すること。

#### 4 予算要求区分

予算要求区分は、「実施計画経費」、「一般経費A」、「一般経費B」、「給与費」、「政策的経費」の5つに区分する。

要求にあたっては、まずは経常的に必要な経費も含め全ての経費や事業について、必要性や緊急性等を必ずゼロベースで検証し、事業の廃止、統合も含め検討を行うこと。その結果を前提として、部内での事業の優先度を設定した上で、要求事業の絞り込みを行うこと。

なお、一般経費Aについては、各部における令和6年度当初予算の一般財源額の範囲内での要求を上限とする。

また、物価高騰の影響等については、令和6年度の当初予算において上昇分を計上しているため、安易な増額要求とならないよう注意すること。必要かつやむを得ないものについては、今年度の予算執行状況を分析し、市民サービスの低下をまねかない範囲での仕様変更による事業費の抑制、代替手法の検討、適正な負担率を考慮した受益者負担など、単に歳出の増加だけではない手法が選択できないか、十分に整理・工夫した上での増額要求は認める。

なお、臨時的な経費については、法令上必要な経費等、やむを得ない経費については要求を認めるが、その場合にあっても、必ず他の経費の削減を行なった上で、上限の範囲内で要求すること。

##### 実施計画経費

総合計画で示す施策を実現するための主要な事業を対象とする。

施設整備や大規模改修等、今後、維持していくことを基本とし、多額の費用を要する事業については、事業実施の平準化を図るため、事業計画を整理し要求すること。

なお、別途、企画課から通知する依頼に従って要求すること。

##### 一般経費A

内部管理経費、施設等維持管理事業などを対象とする。

## 一般経費B

一部事務組合負担金、繰出金、第3セクター（外郭団体等）への補助金等、対象者の増減で大幅に事業費が変動する事業を対象とする。

なお、これらの経費については、対象事業の内容を精査し、所要額を必要最小限で要求するとともに、必ず外郭団体等に対し経費節減についての取組みを要求し、その成果を説明すること。

## 給与費

事業費支弁人件費を含む全ての関係費を要求のこと。

## 政策的経費

上記以外の経費で、特に市長から指示があった事業のみを対象とする。

## 5 予算編成に当たっての留意事項

### (1) 全般的事項

- ①国・県の予算編成や地方財政対策などの動向に留意し、制度変更や経済対策等に的確に対応すること。物価高騰の影響を注視しつつ、歳出構造を平時に戻していく。
- ②今後、公債費が高水準で推移していくことが見込まれる中、将来負担の平準化を図るため、財源措置のない市債の活用は必要最小限とすること。
- ③市民生活に影響の大きい事業等の見直しを行う場合にあっては、事前に政策調整を図ること。
- ④議会及び監査委員の指摘事項等を踏まえ、必要な対応を図ること。

### (2) 歳入に関する事項

- ①市税や国民健康保険料、各種使用料等の収納率の向上についての取組を強化すること。
- ②使用料、手数料等の受益者負担は、受益の有無による市民間の不公平が生じないように、そのサービスに見合った負担を求めること。
- ③現在実施している単独事業においても、国・県の補助制度が活用できるよう、その内容についても創意工夫を行い、積極的な財源確保に努める

こと。

- ④遊休資産の売却や貸付を促進すること。
- ⑤有料広告やネーミングライツ、自動販売機取扱収入等の財源確保に努めること。
- ⑥市債については、事業の適債性を十分考慮し、財政措置のある有利な地方債を活用すること。

### (3) 歳出に関する事項

- ①市が本来実施すべき事業範囲を明確に整理するとともに、行政評価の結果を反映させ、毎年の執行状況等を踏まえた上で、必要最小限の経費を見積もること。
- ②国・県補助金について、内示状況が非常に厳しいことを踏まえ、事業内容の見直しや進捗調整を十分に行うこと。  
また、内示状況が不透明な事業については、要求を避けること。
- ③原則として新規事業は認めないので要求しないこと。ただし、事業見直しによる新たな取組は認める。
- ④投資的事業は、機能及び維持管理の効率性に留意し、後年度の維持管理費の増加につながる機能追加は行わないこと。
- ⑤働き方改革の実践や事業の見直しにより、時間外勤務の削減を図るとともに、会計年度任用職員の配置に当たっては、従事させる事務の必要性、効率性を十分に検討し、必ず見直しを図ること。
- ⑥次期行財政改革大綱は総合計画に組み込むが、財政の健全化に向け、財源不足解消を図るため、財政改革を推進する中で、「既存の取組の拡充」、「新たな取組の実施」に積極的に取り組み、取組み効果額を部ごとに取りまとめ、別に定める様式により財政課に提出すること。
- ⑦今後、国の補正予算が編成される場合、次年度以降に計画している事業のうち、当該補正予算の要件に該当するものがあれば、積極的に活用する等、負担の軽減に努めること。
- ⑧経常的に必要な経費も含め全ての経費や事業について、その必要性や緊急性等を今一度精査し、事業の廃止、統合も含め必ず検討を行うこと。また、部

内での事業の優先度を設定の上、必要最小限の要求を行うこと。

⑨施設修繕料については、施設の状況、緊急度、必要性をよく整理し、優先順位を設定した上で要求すること。

⑩近年、決算において多額の不用額が発生しているが、限りある財源の有効配分を図るため、決算における不用額の発生要因を十分に分析し、積算根拠を十分に精査した上で要求すること。

## 財政収支見通し

【一般会計：一般財源ベース】

(単位:百万円、%)

区 分		令和6年度	令和7年度		
		当初予算額	試算額	増減率	増減額
入 歳	1 市 税	27,255	27,591	1.2	336
	2 地方譲与税・各交付金	5,750	5,093	△ 11.4	△ 657
	3 地方交付税 (含む臨時財政対策債)	7,722	8,767	13.5	1,045
	4 その他	750	712	△ 5.1	△ 38
	合 計 (A)	41,477	42,163	1.7	686
出 歳	1 人件費	10,347	10,681	3.2	334
	(うち退職手当を除いたもの)	(9,925)	(10,604)	(6.8)	679
	2 扶助費	3,154	3,176	0.7	22
	3 公債費	7,511	7,811	4.0	300
	4 物件費	8,035	8,388	4.4	353
	5 維持補修費	505	624	23.6	119
	6 補助費等	6,020	6,614	9.9	594
	7 積立金	396	711	79.5	315
	8 繰出金	4,792	4,840	1.0	48
	9 普通建設事業費	554	612	10.5	58
	10 その他	651	687	5.5	36
11 実施計画事業費	1,266	500	△ 60.5	△ 766	
合 計 (B)	43,231	44,644	3.3	1,413	
財源調整必要額※ (A)-(B)		△ 1,754	△ 2,481	41.4	△ 727